

ウイスキーの表示に関する公正競争規約及び施行規則

公正競争規約	施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第11条第1項の規定に基づき、ウイスキーの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘因を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「ウイスキー」とは、酒税法(昭和28年法律第6号)第2条に規定する酒類のうち、同法第3条第15号に掲げる酒類(輸入ウイスキーを除く。)をいう。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)第2条第2項に規定する酒類製造業者のうちウイスキーを製造して販売する者及びこれに準ずる者をいう。</p> <p>3 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項各号に規定するものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 ウイスキーの表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2条第2項の「これに準ずる者」は、ウイスキーを国内で詰め替えし、販売する者をいう。</p> <p>2 規約第2条第3項に規定する「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するウイスキーの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p>

<p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、ウイスキーの容器又は包装に、次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文(算用数字又は慣用記号を含む。)で明りように表示しなければならない。</p> <p>(1) 酒類の品目</p> <p>(2) 原材料及び添加物</p>	<p>(必要な表示事項の表示基準)</p> <p>第2条 規約第3条各号に掲げる事項(第2号に掲げるものを除く。)の表示については、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号。以下「酒類業組合法」という。)又は食品衛生法(昭和22年法律第233号)の定めるところに従い表示するものとする。ただし、「製造場の所在地」は、財務大臣及び消費者庁長官に対して届け出た製造所固有の記号の記載をもって、これに代えることができる。</p> <p>2 規約第3条第2号の「原材料」は、ウイスキーの特長を決定する要素に基づき、「原材料」という文字の後に、次に掲げる原材料名を順次表示するものとする。</p> <p>麦芽又はモルト 穀類又はグレーン (「穀類」又は「グレーン」の括弧書として類名を記載し又は穀類の種類名をそのまま表示しても差し支えないものとする。)</p> <p>ブレンド用アルコール (穀類を原料とするものを除き、これらを当該ウイスキーにブレンドした場合に表示するものとする。)</p> <p>スピリッツ (穀類を原料とするものを除き、これらを当該ウイスキーにブレンドした場合に表示するものとする。)</p> <p>シェリー酒類 (容量比で2.5パーセントを超えて使用した場合に、表示する。)</p> <p>原材料の表示例</p> <table border="1" data-bbox="831 1453 1438 1713"> <thead> <tr> <th>〔原材料〕</th> <th>〔原材料〕</th> <th>〔原材料〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麦芽、穀類又は、モルト、グレーン</td> <td>麦芽、穀類(大麦、とうもろこし、ライ麦、〇〇等)、ブレンド用アルコール、スピリッツ</td> <td>麦芽、大麦、とうもろこし、ライ麦、ブレンド用アルコール、スピリッツ、シェリー酒類</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 規約第3条第2号の「添加物」は、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号)の定めるところに従い表示するものとする。</p>	〔原材料〕	〔原材料〕	〔原材料〕	麦芽、穀類又は、モルト、グレーン	麦芽、穀類(大麦、とうもろこし、ライ麦、〇〇等)、ブレンド用アルコール、スピリッツ	麦芽、大麦、とうもろこし、ライ麦、ブレンド用アルコール、スピリッツ、シェリー酒類
〔原材料〕	〔原材料〕	〔原材料〕					
麦芽、穀類又は、モルト、グレーン	麦芽、穀類(大麦、とうもろこし、ライ麦、〇〇等)、ブレンド用アルコール、スピリッツ	麦芽、大麦、とうもろこし、ライ麦、ブレンド用アルコール、スピリッツ、シェリー酒類					

<p>(3) アルコール分  (4) 容器の容量 (内容量)  (5) 発泡性を有するものにあつては、その 旨  (6) 製造者の氏名又は名称  (7) 製造場の所在地</p> <p>(特定事項の表示基準)  第4条 事業者は、熟成年数の異なるものをブレンドしたウイスキーに熟成年数を表示する場合には、ブレンドしたもののうち最も熟成年数の若いものの熟成年数をもつて、当該ウイスキーの熟成年数として表示するものとする。</p> <p>2 事業者は、原産国について誤認されるおそれがある場合には、当該原産国を施行規則で定めるところにより、表示しなければならない。</p> <p>(その他の表示事項等)  第5条 日本洋酒酒造組合 (以下「組合」という。)</p>	<p>4 規約第3条各号に掲げる事項を表示する文字の大きさは、次によるものとする。</p> <p>(1) 「酒類の品目」については、容器の容量別に、次に掲げる活字の大きさ以上の大きさとする。</p> <table border="1" data-bbox="824 415 1438 630"> <tr> <td>3.6 リットルを超えるもの</td> <td>1号</td> </tr> <tr> <td>1.8 リットルを超え 3.6 リットル以下のもの</td> <td>3号</td> </tr> <tr> <td>1 リットルを超え 1.8 リットル以下のもの</td> <td>4号</td> </tr> <tr> <td>360 ミリリットルを超え 1 リットル以下のもの</td> <td>5号</td> </tr> <tr> <td>360 ミリリットル以下のもの</td> <td>6号</td> </tr> </table> <p>(2) 「原材料及び添加物」については、容器の容量別に、次に掲げる活字の大きさ以上の大きさとする。</p> <table border="1" data-bbox="824 743 1451 848"> <tr> <td>360 ミリリットルを超えるもの</td> <td>8ポイント</td> </tr> <tr> <td>360 ミリリットル以下のもの</td> <td>6ポイント</td> </tr> </table> <p>(3) 前各号に規定する以外のものについては、容器の容量別に、次に掲げる活字の大きさ以上の大きさとする。</p> <table border="1" data-bbox="824 995 1451 1100"> <tr> <td>360 ミリリットルを超えるもの</td> <td>6ポイント</td> </tr> <tr> <td>360 ミリリットル以下のもの</td> <td>5.5ポイント</td> </tr> </table> <p>5 規約第3条に掲げる表示事項については、酒類業組合法又は食品衛生法の規定において、表示の省略が認められない事項を除き、輸送保管のためのもの及び 100 ミリリットル以下の容量詰品にあつては、当該表示を省略することができる。</p> <p>(特定事項の表示基準)  第3条 規約第4条第2項の原産国の表示は、『商品の原産国に関する不当な表示』の運用基準について (昭和 48 年公正取引委員会事務局長通達第 12 号) の定めるところによるものとする。</p> <p>誤認されるおそれがある表示は、「商品の原産国に関する不当な表示」 (昭和 48 年公正取引委員会告示第 34 号) 第 1 項又は第 2 項に該当するものをいう。</p>	3.6 リットルを超えるもの	1号	1.8 リットルを超え 3.6 リットル以下のもの	3号	1 リットルを超え 1.8 リットル以下のもの	4号	360 ミリリットルを超え 1 リットル以下のもの	5号	360 ミリリットル以下のもの	6号	360 ミリリットルを超えるもの	8ポイント	360 ミリリットル以下のもの	6ポイント	360 ミリリットルを超えるもの	6ポイント	360 ミリリットル以下のもの	5.5ポイント
3.6 リットルを超えるもの	1号																		
1.8 リットルを超え 3.6 リットル以下のもの	3号																		
1 リットルを超え 1.8 リットル以下のもの	4号																		
360 ミリリットルを超え 1 リットル以下のもの	5号																		
360 ミリリットル以下のもの	6号																		
360 ミリリットルを超えるもの	8ポイント																		
360 ミリリットル以下のもの	6ポイント																		
360 ミリリットルを超えるもの	6ポイント																		
360 ミリリットル以下のもの	5.5ポイント																		

<p>は、第1条の目的を達成するため、特に必要があると認められる場合は、第3条及び前条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第6条 事業者は、ウイスキーの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) ウイスキーでないものをウイスキーであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 熟成年数について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 一部のものの事実をもって全体のものであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 他の事業者又は他の事業者に係るウイスキーを中傷し、又はひぼうするような表示</p>	<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第4条 規約第6条に掲げる不当表示の類型等を例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 規約第6条第1号の品名については、ウイスキー以外の商品に「新ウイスキー」、「ウイスキー・リカー」、「ウエスキー」等ウイスキー又はウイスキー類似の名称を付し、あたかも当該商品が「ウイスキー」であるかのように誤認される表示をすること。ただし、ウイスキーの文字を使用したものであっても、一般消費者が明らかに当該商品（ウイスキー・リキュール、ウイスキー・ボンボン等）を「ウイスキー」とは異なるものと分別し得るものについては、「誤認されるおそれがある表示」に該当しない。</p> <p>(2) 規約第6条第2号の「熟成年数」については、次の表示をすること。</p> <p>イ 一部のものの熟成年数をもって、全体の熟成年数であるかのように誤認されるおそれがある表示。</p> <p>ロ 一般消費者に、熟成年数であるかのように誤認されるような数字の表示。ただし、商品名、発売年号、自社格付け等であることが、一般消費者に通常認知し得るものについては、「誤認されるような数字の表示」に該当しない。</p> <p>(注) 上記規定は、熟成年数の表示をさまたげるものではない。</p> <p>(3) 規約第6条第3号の表示については、「Sherry Casked」と表現することにより、当該商品のすべてがシェリー樽で熟成させたものであるかのように誤認されるなど、一部の事実をもって、製造方法、原材料につき、全体がそうであるかのように誤認される表示をすること。</p> <p>(4) 規約第6条第4号の「中傷し、又はひぼうするような表示」については、他の事業者のウイスキー（ウイスキー以外の酒類を含む。）について品質等に係る比較を行い、自己のウイスキー</p>
---	---

<p>(5) 輸入品でないものを輸入品であるかのように、又は輸入品を輸入品でないかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 賞でないものを賞であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(7) 自己の取扱う他の商品又は自己の行う他の事業で受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(8) 生産規模、生産設備、販売量、販売比率その他事業者の実態について、客観的事実に基づくもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優位にあると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、自己の製造し販売するウイスキーの内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認されるおそれがある表示</p>	<p>が優良又は有利であるかのように訴求する表示をすること。</p> <p>(5) 規約第6条第5号の表示については、国内で製造したウイスキーを、輸入ウイスキーの単なる割水若しくは小分けのための詰め替えであるかのように誤認されるおそれがある表示又は輸入ウイスキーの単なる割水若しくは小分けだけの詰め替え品を、あたかも国内産のものであるかのように誤認されるおそれがある表示をすること。</p> <p>(6) 規約第6条第6号の「賞でないもの」については、次のようなものを賞として表示すること。  イ その事実がないにもかかわらず、あたかも団体がだしたかのようにみせかけた賞  ロ 社会的地位、責任のないものにつけた賞  ハ 申請者が全員入賞するような場合の最低の賞  ニ 自己のつけた賞</p> <p>(7) 規約第6条第7号の表示については、ある特定の商品に受けた賞、推せん等であるにもかかわらず、当該事業者に係る他の商品についても、賞又は推奨を受けたかのように誤認されるような表示をすること。「賞、推奨等」の表示は、実際に賞、推せん等を受けた商品又は事業であることが、明らかに認知できるものに限るものとする。</p> <p>(8) ウイスキーには致酔性がないと誤認される表示をすること。</p> <p>(9) 特定の原材料等が多いこと又は少ないことを強調することにより、品質が優れているかのように誤認される表示をすること。</p>
--	--

<p>(規約の実施機関)</p> <p>第7条 組合は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) この規約の周知徹底に関すること</li> <li>(2) この規約についての相談及び指導に関すること</li> <li>(3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること</li> <li>(4) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること</li> <li>(5) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること</li> <li>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること</li> <li>(7) 輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約の実施機関との連絡、調整等に関すること</li> <li>(8) 関係官公庁との連絡に関すること</li> <li>(9) その他この規約の施行に関すること</li> </ol> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第8条 組合は、第3条、第4条若しくは第6条の規定又は第5条の規定に基づく施行規則に違反する事実があると思料するときは、当該事業者から事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく組合の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 組合は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、理事会の議決により3万円以下の違約金を課すことができる。</p> <p>(違反に関する措置)</p> <p>第9条 組合は、第3条、第4条若しくは第6条の規定又は第5条の規定に基づく施行規則に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告すること</p>	
---	--

ができる。

- 2 組合は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、理事会の議決により、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 3 組合は、前条第3項又は前二項の規定による措置をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官及び国税庁に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第10条 組合は、第8条第3項又は前条第2項の規定により違約金を課そうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から20日以内に組合に対して文書によつて異議の申立てをすることができる。
- 3 組合は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。
- 4 組合は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(施行規則の制定)

第11条 組合は、この規約の実施に関する事項について施行規則を定めることができる。

- 2 前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日から施行する。

附 則

この規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認があつた日から施行する。